vision24西新店 会員利用規約

vision24 西新店（以下「本クラブ」といいます）は、悠々ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます）が運営する365日24時間営業のパーソナルトレーニング複合施設です。フィットネス機器・パーソナルトレーニングに加え、オプションでサウナ・シミュレーションゴルフ等のアメニティ、当社が選定した物販商品も提供します。

第１章　総則

第１条（目的）

1. 本クラブは、会員の心身の健康増進・体力の維持向上を支援するため、フィットネス施設・パーソナルトレーニング・各種アメニティ・物販サービスを提供することを目的とします。
2. 本規約は、会員が本クラブを安全かつ快適にご利用いただくための権利・義務・施設利用条件を定めるものです。入会申込書への署名・チェックをもって、本規約の全内容にご同意いただいたものとみなします。

第２条（定義）

本規約において、以下の用語は次の意味を有します。

(1) 「本クラブ」：vision24 西新店をいいます。
(2) 「当社」：悠悠ホールディングス株式会社をいいます。
(3) 「会員」：本規約に同意のうえ入会手続きを完了し、当社から会員資格を承認された個人をいいます。
(4) 「月会費」：会員が毎月当社に支払う会員資格維持のための費用をいいます。
(5) 「入会申込書等」：入会時に相互に交付又は会員が提出を行った書類全てをいいます。
(6) 「サービス料」：EX会員の月会費に含まれる、レンタルウェア・プロテイン・お弁当等の付帯サービスに対する費用（月10,000円）をいいます。
(7) 「アメニティオプション」：サウナ・シミュレーションゴルフ等の特定設備を利用するための月額オプション料金をいいます。
(8) 「最低契約期間」：第12条に定める最低利用継続期間をいいます。
(9) 「特定設備」：サウナ・シミュレーションゴルフその他、フィットネス機器以外の主要アメニティ設備をいいます。
(10) 「パーソナルトレーニング」：当社またはその委託を受けたトレーナーが会員に対して個別に行うトレーニング指導をいいます。
(11) 「休会」：会員が所定の手続きを経て会員資格を一時的に停止することをいいます。
(12) 「物販商品」：当社が館内に設置した棚・什器を通じて販売する商品（シャワーヘッド等の生活用品・健康関連商品等）をいいます。

第３条（運営・管理）

1. 本クラブの運営・管理（会員資格の得喪・変更、会費・諸費用の収受、本規約の制定・改廃、館内諸規則の策定、その他一切の経営的決定を含む）は、当社が行います。
2. 当社は、株式会社VISION（フランチャイザー）のフランチャイズ加盟店として本クラブを運営します。
3. フランチャイザー本部の定める基本方針に準拠しつつ、西新店固有のサービス・規定についても本規約に定めます。
4. フランチャイザーの方針変更が本規約に影響を及ぼす場合は、第28条（規約の改定）に定める手続きに従い対応します。

第４条（適用範囲）

1. 本規約は、本クラブのすべての会員に適用されます。会員は本規約のほか、当社が別に定める館内諸規則・個人情報保護方針・各種特約（パーソナルトレーニング特約・法人会員特約等）にも従うものとします。
2. 本規約と館内諸規則が矛盾・抵触する場合は本規約が優先します。ただし、館内諸規則が本規約より会員に有利な条件を定める場合は館内諸規則が適用されます。

第２章　入会

第５条（入会資格）

1. 本クラブへの入会は、以下の各号をすべて満たす方に限ります。
(1) 本クラブの趣旨に賛同し、本規約および諸規則を遵守できる方
(2) 入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できる方
(3) 本クラブの施設利用に支障のない健康状態であることを自己申告できる方
(4) 暴力団・反社会的勢力その他これに準ずる団体に属さず、今後も一切関与しない方
(5) タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。）のある者で、本クラブ内の一部施設においてタトゥーの露出を行わないことに同意できる方。
(6) 他のお客様に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方。
(7) 当社が別途定める年齢条件（原則として18歳以上）を満たす方。未成年者については保護者の同意が必要です。
(8) クレジットカード等、当社の指定する決済手段が利用可能な方
(9) 過去に当社または本フランチャイズチェーンの施設において、規約違反を理由に除名・強制退会処分を受けていない方
(10) 所属する学校または団体においてフィットネスクラブへの入会が禁じられていない方
(11) 医師等により運動を禁じられておらず、施設利用に支障のない健康状態であると申告できる方
2. 当社は、入会申込者が前項各号の条件を満たさないと判断した場合、入会を承認しないことができます。この場合、不承認の理由を開示する義務はありません。

第６条（入会手続き）
1. 入会を希望する方は、以下の手続きを行うものとします。
(1) 所定の入会申込書に必要事項を記入・署名のうえ提出する。
(2) 本規約・館内諸規則等の重要説明事項について、スタッフからの説明を受け、同意チェック欄にチェックする。
(3) 当社の定める入会費・初月会費等を所定の方法でお支払いいただく。
(4) 当社が入会を承認した時点で会員資格が発生します。
2. 入会申込書への虚偽記載が後日判明した場合、当社は会員資格を取り消し、既払費用の返還を行わないことがあります。
3. 未成年者が入会する場合は、保護者が入会申込書に連署し、会費支払義務・損害賠償義務について連帯保証するものとします。

第７条（入会費・初月会費）
1. 会員は、当社の定める入会金および事務手数料を、入会時に所定の方法でお支払いいただきます。
2. 入会金・事務手数料は、入会手続き完了のための必要費用であり、以下の場合を除き返還しません。
（１）当社が入会を不承認とした場合
（２）第６条第１項第３号の支払い後、当社の責に帰すべき事由により会員資格が発生しなかった場合
3. 当社がキャンペーン等により入会金・事務手数料を無料とした場合、当該キャンペーンに付随する最低契約期間・解約違約金の条件が適用されます（第12条参照）。

第８条（会員証）
1. 当社は、入会承認後にデジタル会員証を発行します。
2. 会員証は会員本人のみが使用できます。第三者への貸与・譲渡・担保提供は禁止します。

第３章　会費・料金体系

第９条（会員種別・月会費・サービス内容）
1. 本クラブの会員種別・月会費・含まれるサービスは以下のとおりです。

【会員種別および月会費】

会員種別	月会費（税込）	主な利用範囲・備考
Vision会員	11,000円	フィットネス機器・特定設備すべて利用可。パーソナルトレーニングは別途料金。

EX会員	22,000円	Vision会員の全利用範囲＋サービス料分（レンタルウェア・プロテイン・お弁当等）。 内訳：Vision会費10,000円＋サービス料10,000円
法人会員	33,000円	法人契約専用。契約月よりサービス料発生。

2. サウナ・シミュレーションゴルフの利用は、月会費とは別に以下のオプションへの加入が必要です。
3. オプションは月単位での加入・解約が可能です。解約は申請締め日（前月5日）までに書面でフロントへお申し出ください。

【アメニティオプション（全会員共通）】

オプション名	月額料金（税込）	備考
オプション（サウナ・シミュレーションゴルフ）	2,980円	2,980円　　全会員が加入可能。

4. 当社は、社会情勢・物価変動・運営コストの変化等を勘案し、第37条（規約の改定）の手続きに従い月会費を改定することができます。

第１０条（会費の支払い義務）
1. 会員は、会員資格を有する限り、施設を実際に利用しない月においても月会費の支払義務を負います。
2. 月会費の支払いは、当社が指定するクレジットカード決済または口座振替によります。
3. 引き落とし不能となった場合、当社は会員に速やかに通知し、翌月分と合わせての請求または別途振込を求めることができます。
4. 会費等の支払いが3か月以上滞納となった場合は、第23条（会員資格の停止・除名）の規定を適用します。

第１１条（会費の不返還）
既に支払われた会費・入会費・事務手数料は、以下の各号に該当する場合を除き返還しません。
(1) 当社の責に帰すべき事由により施設を利用できなかった期間に対応する会費
(2) 第18条（特定設備の長期停止における特則）第３項に基づき返金が認められた場合
(3) 当社が別に定めるキャンペーンにより返金を約束した場合
(4) 当社が閉店・廃業する場合における、閉店日以降の既払会費

第４章　契約期間・更新・解約

第１２条（最低契約期間）
1. 当社がキャンペーン（入会費無料・月会費割引等）を適用して会員を受け入れた場合、最低契約期間は6か月（月会費の引き落とし回数として計6回）とします。
2. 以下の各月は、最低契約期間の算定から除外します。
 (1) 当社がキャンペーン等により会費を免除した月
 (2) 会員が適正な手続きにより休会した月
 (3) 当社の都合による休館により会費を徴収しなかった月
 (4) 第18条第２項（iii）に基づき休会扱いとなった月
3. 最低契約期間は入会申込書の「課金開始月」を起算月とします。

第１３条（自動更新）
1. 最低契約期間の満了後も、申請締め日（前月5日、5日が休館日の場合は翌営業日）までに退会届の提出がない場合、会員契約は1か月単位で自動的に更新されます。
2. 自動更新後の会員資格に最低契約期間は設けません。毎月の申請締め日までに退会届を提出することにより、当月末をもって退会できます。

第１４条（会員種別の変更）
1. 会員は、申請締め日までにフロントへ所定の変更届を提出することにより、翌月から会員

種別を変更できます。
2. 申請締め日を過ぎた変更申請は翌々月からの変更となります。
3. EX会員からVision会員への変更は、サービス料分（10,000円）が翌月より月会費から差し引かれます。

第１５条（退会手続き）
退会を希望する会員は、以下の手続きを行うものとします。
(1) 本クラブへ直接ご来店のうえ、フロント受付時間内に所定の退会届に署名して提出してください。
(2) 電話・FAX・電子メール・SNS等による退会申請は受け付けません。
(3) 申請締め日（前月5日、休館日の場合は翌営業日）までに受理された退会届は、当月末をもって有効となります。
(4) 申請締め日を過ぎた退会届は翌月末日をもって有効となります。
(5) 退会届が受理されるまで、会費支払義務は継続します。

第１６条（中途解約・違約金）
1. 最低契約期間内に退会を希望する会員は、解約違約金として残期間に対応する月会費の全額を、当社が指定する期日までに一括でお支払いいただきます。ただし、以下の各号に該当する場合は、最低契約期間中であっても違約金なしで退会申請を受理します。
 (1) 会員本人が医師により運動禁止・長期療養（3か月以上）を診断された場合（診断書の原本提出が必要）
 (2) 会員本人が死亡した場合
 (3) 第18条（特定設備の長期停止における特則）第３項に該当する場合
 (4) 本クラブが移転・縮小・閉店する場合
 (5) 当社の責に帰すべき重大な規約違反があった場合
2. 違約金の計算式：残月数 × 適用会員種別の月会費（税込）

第１７条（オプションの解約）
1. オプション（月額2,980円）は、月会費とは独立して解約できます。
2. 解約を希望する場合は、申請締め日（前月5日、休館日の場合は翌営業日）までにフロントへ書面にて申し出てください。翌月からオプション料金の請求を停止し、特定設備の利用ができなくなります。
3. オプションの解約は、月会費の解約（退会）とは別の手続きです。オプションを解約しても会員資格は継続します。

第１８条（特定設備の長期停止における特則）
1. サウナ・シミュレーションゴルフその他の特定設備が、保守点検・故障・法令改廃・工事その他の事由により一時的に利用不能となる場合があります。
2. 特定設備の停止期間が連続して30日以内の場合、会員はアメニティオプション料金の返金・退会・休会を請求できません。
3. 特定設備の停止期間が連続して30日を超えた場合（長期停止）、アメニティオプション加入会員は以下のいずれかを選択できます。
 (1) 違約金なしの即時退会（最低契約期間中の会員も含む）
 (2) 長期停止期間に対応するアメニティオプション料金の返金（継続利用を希望する場合）
 (3) 長期停止期間を休会期間として扱い、最低契約期間の算定から除外
4. 前項の権利を行使する場合、会員は長期停止が確定した日から30日以内に書面によりフロントへ申し出てください。
5. 台風・地震・洪水・火災・感染症による行政命令等の不可抗力を原因とする停止については、前2項を適用しない場合があります。この場合、当社は速やかに会員へ説明を行い、個別に協議します。

第５章　休会

第１９条（休会の要件・手続き）
1. 会員は、自己都合により本クラブの利用を一時的に停止（休会）することができます。
2. 休会を希望する場合は、申請締め日（前月5日、休館日の場合は翌営業日）までに、本クラブへご来店のうえ所定の休会届を提出してください。受理された翌月から休会となりま

す。
3. 電話・FAX・電子メール等による休会申請は受け付けません。
4. 休会費は以下のとおりとします。休会開始月から2か月目までは無料とし、3か月目以降（延長した場合）は月1,100円（税込）とします。
5. 休会期間中も会員資格は維持されます。ただし、施設の利用はできません。

休会月	休会費（税込）	備考
1〜2か月目	無料	休会１か月目・２か月目
3か月目以降（延長時）	1,100円／月	休会延長届を提出した場合に適用

第２０条（休会期間と最低契約期間の関係）
休会した月は、第12条（最低契約期間）の算定から除外されます。（たとえば、最低契約期間6か月のうち2か月休会した場合、最低契約期間の満了には合計8か月以上を要します。）

第２１条（傷病休会）
1. 会員本人が傷病により3週間以上施設を利用できない状態となった場合、医師の診断書を提出することにより、休会費無料での休会を申請できます。
2. 傷病休会の期間は医師が療養に必要と認める期間とします。
3. 傷病休会中に退会を希望する場合は、第16条各号に従い、違約金を免除できる場合があります。

第６章　施設利用

第２２条（営業時間・休業）
1. 本クラブは365日24時間営業を基本とします。ただし、定期点検・施設改修・自然災害・感染症拡大・行政命令等の事由により一部または全部の施設を休業することがあります。
 (1) 定期点検・清掃（年次・月次・週次）
 (2) 施設の改修・補修工事
 (3) 自然災害・感染症拡大・行政命令等の不可抗力
 (4) その他当社が合理的に必要と認める場合
2. 休業のお知らせは、原則として2週間前までに当社指定の予約アプリまたは当社ホームページにて告知します。緊急の場合は事前告知なく休業することがあります。

第２３条（会員資格の停止・除名）
1. 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当すると認めた場合、事前の通知なく会員資格の一時停止または除名をすることができます。
 (1) 月会費・諸費用を3か月以上滞納したとき
 (2) 施設・機材を故意に毀損したとき
 (3) 本規約・館内諸規則に違反したとき
 (4) 本クラブの名誉・信用を毀損し、または秩序を乱したとき
 (5) 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき
 (6) 伝染病等他者に感染させるおそれのある疾病に罹患したとき
 (7) 当社の合理的な指示・指導に繰り返し従わないとき
 (8) 反社会的勢力への関与が判明したとき
 (9) その他社会通念上、会員としてふさわしくないと当社が認めたとき
2. 除名の場合も、除名以前の会費・諸費用の支払義務は消滅しません。

第２4条（利用方法・入退館）
1. 入館の際は、デジタル会員証を所定の読取機に提示してください。
2. デジタル会員証を忘れた場合は、フロント受付時間内に本人確認書類をご提示の上、フロントスタッフに申し出てください。受付時間外は入館できない場合があります。
3. 本クラブはセキュリティのため、館内に防犯カメラを設置しています。

第２５条（利用者の責任・免責事項）

1. 会員は、自己の責任と危険負担において本クラブの施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、本クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、施設利用中に会員が被った盗難・怪我・障害・死亡について責任を負いません。
3. パーソナルトレーニング以外のセルフトレーニング中の怪我・事故は、会員の自己責任とします。パーソナルトレーナーが指導にあたる場合は、トレーナーの指示に従ってトレーニングを行ってください。
4. 会員が本クラブの施設・設備を故意または重大な過失により毀損した場合、会員は損害賠償責任を負います。

第２６条（禁止事項）

会員は、本クラブの施設内において以下の行為をしてはなりません。

(1) 他の会員・スタッフへの暴力・脅迫・ハラスメント行為
(2) 当社の書面による事前承諾なく、他の利用者に対して対価を受けて指導行為を行うこと
(3) 無許可の写真撮影・ビデオ撮影・音声録音（他者が映り込む行為を含む）
(4) アルコールまたは薬物を摂取した状態での入館・施設利用
(5) 刺青（タトゥー）の露出。ただし、ワンポイントタトゥー（概ね手のひら大以下）はカバーなしで施設を利用できます。ただし、サウナ内ではタトゥーの大小にかかわらずすべて露出禁止とします（カバーアップシートの着用が必要）。
(6) 施設内での物品販売・アンケート・政治活動・宗教活動等（当社が販売する物販商品の購入を除く）
(7) 施設の設備・機器の改造・分解・無断持ち出し
(8) 会員証の第三者への貸与・譲渡
(9) その他公序良俗に反する行為または当社が合理的に不適切と判断する行為

第７章　特定施設・サービス

第２７条（パーソナルトレーニング）

1. パーソナルトレーニングは、別途定めるパーソナルトレーニング特約に従い提供します。
2. 料金は1セッション（60分）あたり3,300円（税込）とします。
3. パーソナルトレーニングセッション中の怪我については、トレーナーに故意または重大な過失がある場合を除き、会員の自己責任とします。ただし、当社はトレーナーの研修・資格管理を適切に行い、安全なトレーニング環境の確保に努めます。

第２８条（サウナ）

1. サウナは、アメニティオプション（月額2,980円）に加入した会員が利用できます。
2. サウナ利用にあたり、以下の事項を遵守してください。
 (1) 心臓疾患・高血圧・妊娠中の方は、医師に相談のうえご利用ください。
 (2) 飲酒後のサウナ利用は禁止します。
 (3) 一人での長時間（15分以上）の連続使用は控えてください。
 (4) サウナ内での飲食・喫煙は禁止します。
 (5) 入室前にシャワーを浴びてください。
 (6) サウナ内ではタトゥーの大小にかかわらず、すべてカバーアップシートで覆ってください（第26条第５号）。
3. サウナの保守点検・故障・法令改廃により停止となる場合があります。30日以内の停止については返金・退会理由となりません。30日超の長期停止については第18条を適用します。

第２９条（シミュレーションゴルフ）

1. シミュレーションゴルフは、オプション（月額2,980円）に加入した会員が利用できます。利用にあたってはフロントへの事前予約をお願いする場合があります。
2. 設備の保守点検・ソフトウェアアップデート・故障・コース提供会社との契約終了等により停止となる場合があります。30日以内の停止については返金・退会理由となりません。30日超については第18条を適用します。

第３０条（物販サービス）

1. 当社は、館内に設置した棚・什器を通じて、シャワーヘッド・健康関連用品その他の生活用品（悠悠ホールディングス株式会社が選定した商品。以下「物販商品」といいます）を

会員向けに販売します。

2. 物販商品の購入は会員の任意です。購入した物販商品の返品・交換は、商品に明らかな初期不良がある場合に限り、購入日から7日以内にフロントへお申し出ください。
3. 当社は、物販商品の販売にあたり、景品表示法・薬機法その他関連法令を遵守し、商品の効能・効果・品質について不当な表示または誇大な説明を行いません。
4. 会員は、商品の購入にあたり、スタッフによる説明および商品パッケージの記載事項を十分に確認のうえ、自己の判断と責任において購入するものとします。
5. 物販商品の価格・ラインナップは予告なく変更することがあります。
6. 物販商品の利用・使用に起因して生じた身体的損害・財物損害については、商品の初期不良に起因する場合を除き、当社は責任を負いません。会員自身の判断と責任においてご使用ください。
7. 物販商品の代金は施設内のレジまたは当社指定の決済手段によりお支払いください。月会費とは別途請求します。

第３１条（提携駐車場）

1. 本クラブは、近隣の提携駐車場において会員向け割引サービスを提供しています。割引チケットはフロントにてお申し付けください。

会員種別	無料駐車時間	備考
Vision会員	1時間無料	チケットはフロントにて
EX会員・法人会員	2時間無料	チケットはフロントにて

2. 提携駐車場は当社が管理・運営するものではありません。提携駐車場の利用は会員自身の責任において行ってください。
3. 車両サイズ制限超過・誤操作を含め、駐車場の利用に伴い生じた事故・盗難・物損・その他一切のトラブルについて、当社および本クラブは責任を負いません。
4. 提携駐車場との提携契約が終了した場合、当該割引サービスは停止されます。停止は退会・返金の理由となりません。

第３２条（レンタル品・ロッカー）

1. 本クラブはタオル・ウェア等のレンタル品（有料または無料）を提供することがあります。使用後は当社が指定する返却場所へ必ずご返却ください。
2. レンタル品を故意に毀損した場合は損害賠償責任を負います。紛失の場合は再取得費用を請求することがあります。
3. ロッカーは当日利用制とします。長期間の荷物放置はご遠慮ください。
4. 退会後に個別ロッカー内に残置された荷物は、退会日から1か月経過後に当社が処分します。

第８章　個人情報

第３３条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、入会申込書等を通じて取得した会員の個人情報を、以下の目的のために利用します。
 (1)　会員サービスの提供・管理
 (2)　会費等の請求・収受・精算処理
 (3)　緊急時の連絡（施設内での事故・怪我等）
 (4)　本クラブからのご案内・キャンペーン情報の提供（会員が拒否した場合を除く）
 (5)　サービス改善のためのアンケート・分析
 (6)　法令に基づく開示・報告
2. 当社は個人情報保護法その他関連法令を遵守し、会員の個人情報を適切に管理します。業務委託先への提供を除き、第三者への個人情報の提供は行いません。
3. 会員は自己の個人情報の開示・訂正・削除を書面にて当社へ申し出ることができます。

第３４条（肖像権・画像利用）

1. 会員は、本クラブの館内に設置された防犯カメラ等により撮影された映像が、防犯・安全管理目的で保存・利用されることに同意します。
2. 当社が会員の写真・映像を広告・宣伝・SNS等に利用する場合は、別途書面による同意を取得します。

第９章　遺失物・放置荷物

第３５条（遺失物の取り扱い）

1. 館内での忘れ物は発見後1か月間保管します。1か月経過後も引き取りのない場合、遺失物法に従い警察へ届け出るか、または適切に処分します。
2. 貴重品（財布・スマートフォン・鍵等）については、フロント受付時間内に速やかにお申し出ください。当社はロッカー・施設内での盗難について責任を負いません。（第25条参照）。

第３６条（退会後の放置荷物）

1. 退会後に個別シューズロッカー等に残置された荷物は、退会日から1か月経過後に当社が処分します。
2. 退会後の荷物引き取りを希望する場合は、退会時にその旨をフロントへお申し出ください。退会日から1か月以内であれば、フロント受付時間内に来館して引き取ることができます。

第１０章　反社会的勢力の排除

第３７条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在および将来にわたり、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、および反社会的勢力への資金提供・便宜供与等の関与をしていないことを表明・保証します。
 (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有していないこと
 (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有していないこと
 (3) 不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
 (4) 反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと
2. 会員が前項の表明・保証に違反した場合、当社は通知なく直ちに会員資格を除名し、既払会費・諸費用の返還を行いません。

第１１章　規約の改定・紛争解決

第３８条（規約の改定）

1. 当社は、社会情勢・経済状況・法令の変更・サービス内容の変化等を勘案し、本規約を改定することができます。
2. 本規約の改定にあたっては、改定日の2週間以上前までに以下の方法で会員に告知します。
 (1) 当社が指定する予約アプリへの掲載または通知
 (2) 当社ホームページ（またはvision24公式サイト）への掲載
 (3) 当社が運用するLINE公式アカウント等によるプッシュ通知（登録会員に限る）
3. 改定後も引き続き本クラブをご利用の場合、改定後の規約に同意いただいたものとみなします。
4. 本規約の改定告知は予約アプリ・HPを正式な通知手段とします。補助的な周知手段として店舗掲示を行う場合がありますが、告知の効力は予約アプリ・HPへの掲載をもって発生します。

第３９条（料金の改定）

1. 当社は、社会情勢・物価変動・運営コストの変化等を勘案し、月会費・サービス料・アメニティオプション料金・その他諸費用を改定することができます。
2. 改定にあたっては、改定日の2週間以上前までに当社指定の予約アプリまたは当社ホームページにて会員に告知します。
3. 改定後も引き続き本クラブをご利用の場合、改定後の料金に同意いただいたものとみなします。
4. 当社は、社会情勢・物価変動・運営コストの変化等を勘案し、月会費及びオプション料金

を改定することができます。

第４０条（会員からの意見・苦情）

1. 本規約・施設利用に関するご意見・ご要望・苦情は、フロントスタッフまたは書面にてお申し出ください。当社は誠実に対応しますが、会員の要望どおりの対応を約束するものではありません。
2. 当社の対応に不服がある場合は、消費生活センター（消費者ホットライン188）または弁護士等の専門家へご相談ください。

第４１条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本規約は日本法に準拠し、日本法に従い解釈されます。
2. 本規約に関する紛争については、福岡地方裁判所または久留米簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は　　年　　月　　日より施行します。

本規約施行前に入会した会員に対しても本規約を適用します。ただし、最低契約期間の起算日・違約金の計算方法等については、入会時点で会員に提示した条件を優先します。

本規約の施行により、従前の利用規約・会員規約は廃止します。